

## 1. 連帯保証人について

### ①市営住宅の入居には、原則連帯保証人2名が必要です。

\* 連帯保証人になることができる方は、以下の条件をすべて満たす方です。

- ・親族（市外在住でも可）または四日市市内在住の知人
- ・独立の生計を営み、市営住宅入居決定者と同等以上の収入がある
- ・生活保護を受給していない
- ・市営住宅・県営住宅に入居していない

※同一世帯からは一人しか保証人になることはできません。

### ②特別な事情（\*）により、連帯保証人2名の確保が困難と認められる場合は、1名減じるまたは免除することができます。\* 特別な事情は以下のとおりです。

< 1名減じることができる場合 >

- ・65歳以上である
- ・1～4級の身体障害者手帳、療育手帳、1～3級の精神障害者保健福祉手帳のいずれかを持っている
- ・生活保護を受けている
- ・DV被害を受けている
- ・その他、四日市市営住宅入居者に係る連帯保証人の免除取扱要綱に定める要件を満たしている

< 免除できる場合 >

- ・生活保護受給者で、高齢等により自立等の見込みが立たない

※連帯保証人を減じたとき又は免除したときは、緊急連絡人1名の届け出が必要になります。

### ③②に該当しない方や、該当しても保証人が見つからない方は、債務保証業者をご利用いただける場合があります。\* 申し込みの際に審査があります。

< 保証料 >（保証料は、入居者から債務保証業者にお支払いいただきます。）

- ・初回保証料：入居時の家賃（駐車場使用料を含む）月額額の50%  
（10,000円に満たない場合は10,000円）
- ・年間保証料（更新料）：10,000円

< 保証内容 >

- ・家賃等の滞納額（限度額あり）
- ・退去後の原状回復に要する費用
- ・退去後の残置物の撤去、保管又は処分費用など

※入居手続きの際に、連帯保証人に住所・氏名等の自署と実印の捺印をいただいた請書（市営住宅の契約書）と連帯保証人の印鑑登録証明書を提出していただきます。また、債務保証業者をご利用になる場合は、契約書（または写し）の提出が必要です。

※連帯保証人の減免および債務保証業者の利用（申し込みの際に審査があります）についての詳細は、市営住宅課へお問い合わせください。

※連帯保証人に保証をいただく金額は、決定家賃の12か月分相当額が上限になります。

## 2. 入居の際は、入居決定家賃の3か月分の敷金をお預かりします。